18 ⑴ 小村　　基、島根県、昭和41年１月５日 ⑵ ①中学校教諭一種免許状（保健体育）、昭63中一第3135号、昭和63年３月31日、東京都教育委員会 ②高等学校教諭一種免許状（保健体育）、昭63高一第3185号、昭和63年３月31日、東京都教育委員会 ⑶ 平成25年２月13日 ⑷ 第10条第１項第２号

19 ⑴ 蓮沼　有機、大阪府、昭和62年２月25日 ⑵ 小学校教諭一種免許状、平20小一第585号、平成21年３月31日、大阪府教育委員会 ⑶ 平成25年２月15日 ⑷ 第10条第１項第２号

20 ⑴ 小原　淳一、大阪府、昭和50年６月11日 ⑵ 高等学校教諭一種免許状（数学）、平11高一め第3036号、平成12年３月31日、京都府教育委員会 ⑶ 平成25年２月15日 ⑷ 第10条第１項第２号

21 ⑴ 山本　博之、大阪府、昭和61年８月26日 ⑵ ①中学校教諭一種免許状（保健体育）、平20中一第1626号、平成21年３月31日、大阪府教育委員会 ②高等学校教諭一種免許状（保健体育）、平20高一第2464号、平成21年３月31日、大阪府教育委員会 ⑶ 平成25年３月28日 ⑷ 第10条第１項第２号

22 ⑴ 松山　裕美、奈良県、昭和60年１月７日 ⑵ 幼稚園教諭二種免許状、平16幼二第3801号、平成17年３月31日、大阪府教育委員会 ⑶ 平成25年３月28日 ⑷ 第10条第１項第１号

23 ⑴ 花園　良太、鹿児島県、昭和56年７月７日 ⑵ 小学校教諭一種免許状、平16小一第2641号、平成17年３月31日、大阪府教育委員会 ⑶ 平成25年５月17日 ⑷ 第10条第１項第２号

24 ⑴ 伊藤　大史、愛媛県、昭和60年７月21日 ⑵ ①小学校教諭二種免許状、平22小二第283号、平成23年３月31日、大阪府教育委員会 ②中学校教諭一種免許状（国語）、平20中一第754号、平成21年３月31日、大阪府教育委員会 ③中学校教諭二種免許状（保健）、平18中二第2154号、平成19年３月31日、大阪府教育委員会 ④高等学校教諭一種免許状（国語）、平20高一第929号、平成21年３月31日、大阪府教育委員会 ⑤高等学校教諭一種免許状（書道）、平20高一第930号、平成21年３月31日、大阪府教育委員会 ⑥養護教諭二種免許状、平18養二第2107号、平成19年３月31日、大阪府教育委員会 ⑶ 平成25年７月31日 ⑷ 第10条第１項第２号

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定により、次の免許状取上げの処分を行った。

平成26年３月13日　　大阪府教育委員会

⑴ 氏名（免許状記載の氏名が異なる場合はその氏名）、免許状記載の本籍地、生年月日 ⑵ 免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者 ⑶ 失効の年月日 ⑷ 失効の事由に該当する教育職員免許法の規定

1 ⑴ 石川　　透、新潟県、昭和43年６月３日 ⑵ 小学校教諭一種免許状、平３小一第1252号、平成24年７月７日、大阪府教育委員会 ⑶ 平成24年７月７日 ⑷ 第11条第３項

2 ⑴ 安好　和彦（上田　和彦）、滋賀県、昭和33年８月28日 ⑵ ①小学校教諭一種免許状、昭56小一普第1146号、昭和57年３月31日、大阪府教育委員会 ②特別支援学校教諭一種免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）、昭56聾一普第33号、昭和57年３月31日、大阪府教育委員会 ③特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域・肢体障害者に関する教育の領域・病弱者に関する教育の領域）、昭56養学一普第110号、昭和57年３月31日、大阪府教育委員会 ⑶ 平成24年８月９日 ⑷ 第11条第３項

3 ⑴ 本田　　隆、大阪府、昭和30年11月６日 ⑵ ①小学校教諭一種免許状、平12小一第125号、平成13年３月31日、大阪府教育委員会 ②中学校教諭一種免許状（数学）、昭53中一普第4565号、昭和54年３月31日、大阪府教育委員会 ③高等学校教諭一種免許状（数学）、昭53高二普第5243号、昭和54年３月31日、大阪府教育委員会 ⑶ 平成25年５月13日 ⑷ 第11条第３項

教育職員免許状失効の取消公告

平成23年１月31日付け官報号外第19号で公告した次の教育職員免許状は、失効を取り消した。

平成26年３月13日　　大阪府教育委員会

⑴ 氏名（免許状記載の氏名）、免許状記載の本籍地、生年月日　岡地まゆみ（金井まゆみ）、大阪府、昭和42年９月２日

⑵ 免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者

① 小学校教諭一種免許状、平１小一第1355号、平成２年３月31日、大阪府教育委員会

② 中学校教諭一種免許状（国語）、平１中一第4389号、平成２年３月31日、大阪府教育委員会

③ 高等学校教諭一種免許状（国語）、平１高一第5001号、平成２年３月31日、大阪府教育委員会

⑶ 失効取消の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名・年齢不詳、性別男性の白骨死体、着衣は紺色襟付ボタンシャツ、紺色ズボン、白色靴下

上記の者は、平成25年５月３日午後３時20分頃、函館市函館山無番地、入舟前浜海水浴場から南方向に約1,300ｍの海岸線で発見された。

死因は不詳、死亡日時は平成24年11月頃から平成25年４月頃までの間と推定。

２．本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳以上と推定、性別男性、身長約158㎝以上170㎝以下の白骨死体、着衣は赤系色イマーションスーツ、茶系色ズボン、紺色靴下

上記の者は、平成25年12月10日午前10時20分、函館市住吉町15番６号一般住宅東側海岸で発見された。死因は不詳、死後６ヶ月以上２年以内と推定。

以上２件は、身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので心当たりの方は、当市保健福祉部地域福祉課までお申し出下さい。

平成26年３月13日

北海道　　函館市長　工藤　壽樹

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、身長残存部のみ110㎝位の女性

上記の者は、平成26年２月16日、千葉県銚子市犬吠埼10293番地ぎょうけい館から北東方約50ｍの海岸岩場上で発見されました。推定死亡年月日、死亡の場所及び死因は不明。身元不明のため遺体は当市において火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成26年３月13日

千葉県　　銚子市長　越川　信一

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年一月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十三日

北海道江別市野幌町三二番地の九

有限会社さくら介護事業所

清算人　石栗壽美子

解散公告

当社は、平成二十一年十月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十三日

福島県南相馬市小高区田町一丁目八〇番地

有限会社石井工務店

清算人　石井　　博

解散公告

当社は、平成二十六年一月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十三日

群馬県前橋市富士見町赤城山一七八八番地

六〇　　株式会社エーアールアイ

代表清算人　新井　仁美